



フォーラム

各区区民会議では、フォーラムや写真展を開催し、区民のみならず活動内容や提案を紹介し、課題解決のための取組が広がるようさまざまな工夫をしています。



広報

各区区民会議では、「区民会議だより」や「区民会議ニュース」ホームページなどで区民のみならず活動内容や進捗状況、会議の開催日程などをお知らせしています。



7区交流会

各区の委員が交流し、区民のみならず区民会議を知ってもらうため、区民会議交流会を開催しています。



傍聴

区民会議は、誰でも傍聴できますので、会議の開催日程は、市政だよりや各区のホームページでお知らせしています。



区民会議のあゆみ

- 平成17年4月 川崎市自治基本条例施行（第22条に「区民会議」を規定）
- 平成17年7月～平成18年3月 各区において計行の区民会議を開催（各区3回開催）
- 平成18年4月 川崎市区民会議条例施行
- 平成18年～ 第1期区民会議「カスター」（任期2年）
- 平成20年～ 第2期区民会議
- 平成22年～ 第3期区民会議
- 平成24年～ 第4期区民会議

お問い合わせ

| 各区役所企画課 | Tel | Fax | E-mail |
|---------|--------------|--------------|---------------------------|
| 川崎区役所 | 044-201-3267 | 044-201-3209 | 61kikaku@city.kawasaki.jp |
| 幸区役所 | 044-556-6612 | 044-555-3130 | 63kikaku@city.kawasaki.jp |
| 中原区役所 | 044-744-3149 | 044-744-3340 | 65kikaku@city.kawasaki.jp |
| 高津区役所 | 044-861-3131 | 044-861-3103 | 67kikaku@city.kawasaki.jp |
| 宮前区役所 | 044-856-3133 | 044-856-3119 | 69kikaku@city.kawasaki.jp |
| 多摩区役所 | 044-935-3147 | 044-935-3391 | 71kikaku@city.kawasaki.jp |
| 麻生区役所 | 044-965-5112 | 044-965-5200 | 73kikaku@city.kawasaki.jp |

川崎市 区民会議 **検索**



2013（平成25）年3月発行
川崎市民・子ども市政推進部区調整課
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 Tel 044(200)2258 Fax 044(200)3912
 E-mail 25kusei@city.kawasaki.jp 川崎市ホームページ http://www.city.kawasaki.jp

区民会議の仕組み
 区民会議の調査審議を経て出された提案はより暮らしやすい地域社会をめざして区内の関係団体などと連携しながら地域で実践されます

区民の暮らし・地域社会の課題



暮らしやすい地域社会へ



暮らしやすい地域社会をめざして 区民のみなさんが中心となって参加*と協働*により 地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議です

区民会議は、平成18年に施行された「川崎市議会条例」に基づいて設置されています。

委員長と副委員長
委員長は、区民会議を代表し、会議を主持します。副委員長は、委員を輔佐します。(第5条、条例第24条(副委員長))
委員は、会議を開催し、議案を審議します。会議は委員の半数以上の出席しなければなりません。(第6条、条例)

区民会議の設置事務

区民会議の主な役割は、区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針や方策についての調査審議を行うことです。(第3条、条例第24条)

事務局

事務局は、区民会議の開催に必要となる事務を担います。(第4条、条例第24条)

委員

委員は、区民会議の開催に必要となる事務を担います。(第4条、条例第24条)

副委員長

副委員長は、委員を輔佐します。(第5条、条例第24条(副委員長))

委員長

委員長は、区民会議を代表し、会議を主持します。(第5条、条例第24条(委員長))

区民参加

区民は、区民会議の開催に必要となる事務を担います。(第4条、条例第24条)



*1 区民：その区の区域内に住所を有する人。その区の区役所が、もしくは住する人はその区の区役所において事業活動その他の活動を行う人もしくは居住の地。 (川崎市自治基本条例 第22条第1項)

*2 参加：市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的に関わり、行動すること。(同第3条第2号)

*3 協働：市民と市が、共通の目的を達成するために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立つて行うこと。(同第3条第3号)

*4 川崎市自治基本条例 第22条に「区民会議」を創設し、その設置、開催、及びその事務については、川崎市議会を参考とし、この条例を施行するものと規定している。

用語の解説

各区の取組

区民会議の調査審議の状況と課題解決に向けた主な取組を紹介します



- 課題** 地域緑化・環境意識の向上、区のイメージアップ
- 取組** 緑意の木の、区の木の、制定・効果的な活用

川崎区

区民40周年に制定された「区の花」の木の活用を促進し、区民のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** 地域におけるエコ・環境の推進
- 取組** イベントを活用したゴミの分別、ゲームの美観

幸区

プラスチック製容器包装、ミックスペーパー等の生活に身近なゴミの分別回収を促進し、区民のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** 地域における子育て支援体制づくり
- 取組** 子どもの健康づくりのために「ミキゲロはっぴいダンス」制作

中原区

子育てネットワークと協力して作成した「区の子育てイメージチャート」を活用し、子育て支援体制を構築する。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** 公園を活用したコミュニティづくり
- 取組** モデル公園における活用度の検討・実践

高津区

区内に3つのモデル公園を設定し、公園の活用を促進する。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** コミュニティへの参加を促す雑談と情報戦略
- 取組** 情報サポーター養成講座を実施、転入者向け情報誌「くるっとみやえ」を作成

荏荏野区

区民自身が運営する「荏荏野区民会館」を活用し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** こどもが外遊びを体験できる仕組み
- 取組** こどもの外遊びの推進、子どもの社会性や体力を育む活動、子育てを支援し、世代間交流を行う場を創出

多摩区

多摩区の自然環境の中で、地域住民が主体となり、子どもを育て、育てる。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。



- 課題** グリーンアップ・山山ボランティア
- 取組** 貴重な「緑」の保全活動の推進

麻生区

公園に由来するボランティアを組織し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

第4期

平成24年から第4期区民会議がスタートし、地域の課題に合った課題の解決に向けて調査審議が進められています。
※第4期区民会議(川崎) 荏荏野区は平成24年4月から、幸区、高津区、中原区は7月からスタートしています。

- 川崎区**
「みんなのまちづくり部会」すくすく部会を「すくすく部会」に統合し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 幸区**
「暮らしの安全部会」みんなかで見守り隊を組織し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 中原区**
能力育成、子育て、防災をテーマにした調査審議を実施し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 高津区**
「地域防災の推進」をテーマに、第2期高津区民会議による「地域防災の推進」に関する調査審議を実施し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 荏荏野区**
区民が主体となり、子どもを育て、育てる。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 多摩区**
コミュニティ部会、自然環境部会を調査審議を実施し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。

- 麻生区**
大規模なまちづくり委員会を組織し、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。また、区民の健康意識を高め、区のイメージアップを図る。